

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

課、福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市農商工部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和8年1月二十三日

福島県報

目次

福島県知事 内堀 雅雄
(商業まちづくり課)

福島県告示第二十二号
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要是、次のとおりである。なお、当該意見を令和八年一月二十三日から同年二月二十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び白河市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。
令和八年一月二十三日

福島県告示第二十三号
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要是、次のとおりである。なお、当該意見を令和八年一月二十三日から同年二月二十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び中島村企画振興課に備え置いて縦覧に供する。
令和八年一月二十三日

福島県知事 内堀 雅雄
(商業まちづくり課)

福島県告示第二十号
○認定液化石油ガス販売事業者として認定した件
○大規模小売店舗の変更の届出について意見があつた件
○大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件二件
令和八年一月二十三日

福島県知事 内堀 雅雄
(消防保安課)

一 氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
東北実業株式会社 代表取締役社長 熊谷 金宏
二 住所
福島県郡山市田村町金屋字川久保四十一番地
三 認定年月日
令和七年十二月二十六日

福島県告示第二十一号
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聽取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要是、次のとおりである。なお、当該意見を令和八年一月二十三日から同年二月二十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中島店 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

令和八年一月二十三日

福島県知事 内堀 雅雄
(商業まちづくり課)

福島県知事 内堀 雅雄
(商業まちづくり課)